

「総合的な学習の時間」に関する学生の意識

佐々木 隆

プロローグ

「アクティブラーニング」という言葉をここ数年よく耳にするようになった。教育産業、タブレットなどのTVコマーシャルでも「アクティブラーニング」や「プログラミング」がよく取り上げられている。プログラミングは小学生は2020年導入、中学校は2021年導入、高等学校は2022年度導入となっている。プログラミングという教科がないため、その取り扱いは6分類となる

- A 分類：学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの
- B 分類：学習指導要領に例示されてはいないが、学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの
- C 分類：教育課程内で各教科等とは別に実施するもの
- D 分類：クラブ活動など、特定の児童を対象として、教育課程内で実施するもの
- E 分類：学校を会場とするが、教育課程外のもの
- F 分類：学校外でのプログラミングの学習機会

高等学校には教科として「情報」があるが、小学校・中学校にはこうした教科がないため、「総合的な学習の時間」の活用が期待されている。「総合的な学習の時間」の時間は教科ではないため、具体的にどのようなことを行うのか、あらためて考えてみると、時代を反映して大きく変容している。

すでに大学に入学し教職課程を履修している学生は、「総合的な学習の時間」についてどのような意識を持っているのかを調査した。小学校以降の学校での体験や大学入学後に得た知見もあるが、その内容を分析し

ながら、「総合的な学習の時間」について考察していきたい。

1 大学生の「総合的な学習の時間」の捉え方

教職課程を履修している学生8名に以下のアンケート調査を行った。参考にするものなく、解答してもらった。学生の背景は次の通りである。

A 調査時期：2020年1月21日

B 調査対象：教職課程2年生

C 履修状況：教育課程総論を2年生前期で履修済

D アンケート項目は2つ

1 「総合的な学習の時間」という用語は知っていますか？

2 「はい」の場合のみ以下を答えたださい。

「総合的な学習の時間」を説明して下さい。あるいはどんな内容ですか。

学生の解答

1 はい（8人全員）

2 (1) 総合や道徳、特別活動、運動会や修学旅行をまとめて
いった言葉。

(2) 各教科を超えた組み合わせた学習の時間。例えば、歴史のことについて英語で学ぶ。

(3) 何と言われると詳しく説明できない。しかし、自分が小・中学校で行っていた時はクラスでの問題解決や行事関係等で使われた時間だったと思う。

(4) 教科のへだたりなく、横断的にあるひとつのものについて学習する。

(5) 説明できません。（自らの課題をみつけること？）

- (6) グループ活動や課外活動を行うことで小さな社会のよ
うな疑似的体験を行う。
- (7) 各教科で学んだ知識を交ぜながら何かしらの研究・発
表を行う。定期考查前だと勉強の時間になる。
- (8) 説明できないが、国語、数学といった知識の勉強では
ない学習だと思う。

アンケート項目1「『総合的な学習の時間』という用語は知っていますか?」については教職課程の必修科目である「教育課程総論」を2年前期で全員が履修しているため、2年後期のアンケートであったため、「総合的な学習の時間」について全く知らなかつたという状態ではなかつた。

アンケート項目2「『総合的な学習の時間』を説明して下さい。あるいはどんな内容ですか。」については8名分の回答をそのまま記載した。

(1)～(8)は学生の回答、→は筆者のコメント、⇒は『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総合的な学習の時間編』の記述との関係性である。ここでは代表として中学校の学習指導要領を取り上げておく。

「(1) 総合や道徳、特別活動、運動会や修学旅行をまとめていった言葉。」について

→ 評価を伴う教科ではないことを理解していることが伺える。総合的な学習の時間と特別活動との区別がついていない。経験上、小中高等学校の児童・生徒にとってみれば、総合的な学習の時間と特別活動を区別して活動してわけではないため、大学での学びでの知識から総合的な学習の時間についての位置付けを試みた回答だと分析できる。学習指導要領では総合的な学習の時間と特別活動の関連性についても取り上げていることから見ても、学生の意識として「総合的な学習の時間」と「特別活動」に共通的なも

のを感じていることは正しいと言える。

⇒「例えば、地域の伝統行事が開催される日程やそれに関わる関係者の準備等の活動の展開を把握しておくことで、生徒が行事等を参観するだけでなく、行事の準備をする地域の人々に話を聞いたり、準備に関わることで行事の背景や地域の人の思いや願いについて直接触れたり、感じたりすることができる。また、その準備や行事に関するなどの学習を設定するといったことができる。」（文部科学省 c 91・92）

⇒「例えば、総合的な学習の時間で学んだ環境に関する内容が、特別活動における実際の学級や学校の生活に生かされ、そこで体得したことが次の探求的な学習の問い合わせにつながるなどの両者の特質を生かし合った関連が考えられる。

とりわけ特別活動における学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなる王にすることが大切である。（文部科学省 b 36）

「(2) 各教科を超えた組み合わせた学習の時間。例えば、歴史のことについて英語で学ぶ。」について

→「各教科を超えた組み合わせた学習の時間」という表現は総合的な学習の時間の考え方を自分自身の言葉で言い換えた表現であり、位置付け等を理解している。後半の「例えば、歴史のことについて英語で学ぶ。」は、小中高等学校の中で、英語の授業外でこうした活動をしていった可能性がある。例えば、修学旅行や課題等で日本の歴史を海外に紹介する取り組み、海外研修などあり、訪問先の歴史について英語で学んだ可能性もある。総合的な学習の時間には「国際理解」も含まれているため、活動して行っていただろうが、(2) の回答表現では十分に伝わってこないが、国際理解という範疇から中

高では英語の授業だけでの対応が難しい部分をこの総合的な学習の時間を利用して対応した可能性がある。

⇒「総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方である。」（文部科学省c8）

「(3) 何と言われると詳しく説明できない。しかし、自分が小・中学校で行っていた時はクラスでの問題解決や行事関係等で使われた時間だったと思う。」

→「クラスでの問題解決や行事関係等で使われた時間」は総合的な学習の時間で求めている問題解決型の活動を指摘している。アクティブラーニングという用語は登場していないが、問題解決とセットでの活動となる。行事関係等は総合的な学習の時間でも特別活動でも活用する時間のため、どのような学校行事であるかがこの回答ではわからない。しかし、総合的な学習の時間と特別活動の共通性があることから、この指摘も理解のできるところだ。

⇒「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を 次のとおり育成することを目指す。

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身 に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するよ うにする。

(2) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。」（文部科学省c8）

「(4) 教科のへだたりなく、横断的にあるひとつのものについて学習する。」

→ 「(2) 各教科を超えた組み合わせた学習の時間。」と同じ概念であるが、総合的な学習の時間のキーワードにもなる「横断的」という用語を使用していることで、学習指導要領の記載内容が生かされた表現である。

⇒ 「横断的・総合的な学習を行うというのは、この時間の学習の対象や領域が、特定の教科等にとどまらず、横断的・総合的でなければならないことを表している。言い換えれば、この時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことでもある。(文部科学省 c 11)

「(5) 説明できません。(自らの課題をみつけること?)」

→ 「(3) 自分が小・中学校で行っていた時はクラスでの問題解決や行事関係等で使われた時間だったと思う。」とある種共通している部分がある。「自らの課題をみつけること」とあるが、実際にはここからさらに「問題解決」までが必要になるが、問題解決型の学習であることを理解している。教科とは異なるため、「説明できません。」というのは「説明しにくい」のだが、そのあとで「自らの課題をみつけること」と自信なさせであるが、記載している点は教職課程を履修した成果とも言える。

⇒ 「(2) 実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする(文部科学省 c 8)

「(6) グループ活動や課外活動を行うことで小さな社会のような疑似的体験を行う。」

→総合的な学習の時間の学びのポイントを指摘した回答である。個人ではなく、協働的な取り組みや、活動においていわゆる学校の時間割の中での活動や学習によるものであることを理解していることになる。

⇒「(2) 実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし、自分で課題を立て情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。」（文部科学省 c 8）

「(7) 各教科で学んだ知識を交ぜながら何かしらの研究・発表を行う。定期考查前だと勉強の時間になる。」

→「(2) 各教科を超えた組み合わせた学習の時間。」や「(4) 教科のへだたりなく、横断的にあるひとつのものについて学習する。」の中で指摘されている教科の横断を「各教科で学んだ知識を交ぜながら」という表現になっている。ここでは後半の「何かしらの研究・発表を行う」という指摘は、総合的な学習の時間の学習内容を発表することを抑えている。

⇒「『知識及び技能』は、様々な課題の解決において活用・發揮され、うまくいったりうまくいかなかつたりする経験を経ながら、学んだ当初とは異なる状況においても自在に駆使できるようになっていく。このことが、個別の「知識及び技能」の習得という段階を超えた、「思考力、判断力、表現力等」の育成という段階である。このような資質・能力については、やり方を教えられて覚えるということだけでは育まれないものである。実社会や実生活の課題について探究のプロセス（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を通して、生徒が実際に考え、判断し、表現することを通して身に付けていくことが大切になる。（文

部科学省 c 15)

「(8) 説明できないが、国語、数学といった知識の勉強ではない学習だと思う。」

→ (1) ~ (7) に比べるとかなり曖昧な指摘であるが、いわゆる教科の学習ではないことは理解していることになる。

⇒ 「各教科等における見方・考え方を総合的に働かせるということである。各教科等の学習においては、その教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、各教科等の目標に示す資質・能力の育成を目指すが、総合的な学習の時間における学習では、各教科等の特質に応じた見方・考え方を、探究的な学習の過程において、適宜必要に応じて総合的に活用する。」(文部科学省 c 10)

2 学生の捉えたものと「総合的な学習の時間」の目標

学習指導要領での「総合的な学習の時間」の目標とは以下の通りである。

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようとする。
- (2) 実社会や実生活の中から問い合わせを行いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。

(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。(文部科学省 c 8)

前述の 8人の学生の回答は差こそあれ、学習指導要領の「総合的な学習の時間」の目標に集約することができる。解説によれば大別すると 2つの要素で構成されている。

- (1) 横断的・総合的な学習を行うこと
- (2) よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力 (文部科学省 c 8)

大学生が小中高校生であった体験や大学入学後に得た知識により、学校には教科と教科でないもの、行事といったものがあるという漠然として意識があることは明らかだ。学校教育法施行規則別表第二（第七十三条関係）では「各教科」「特別の教科である道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」とに分かれている。

「総合的な学習の時間」は 1998 年 12 月（小学校、中学校）及び 1999 年 3 月（高等学校）の学習指導要領改訂の時である。「総合的な学習の時間」はこれまでの教科に囚われないが第 1 の要素である横断的・総合的な学習を行うことである。

学習形態等	指摘人数
横断的・総合的	4
問題解決	2
グループ学習	2
行事・課外活動	3

アンケート調査対象 8 人のうちグループ学習（集団による活動）と行事に言及した者も約半数いる。前述の通り「総合的な学習の時間」と「特別活動」には共通する部分もあり、調査対象の学生が小中高学生の頃に、どの活動が総合的な学習の時間、どの活動が特別活動であるなどとはつきりとして意識して活動していたわけではない。「特別活動」は学級活動や生徒会活動、行事をはじめ、集団やグループで行うことが前提である。

総合的な学習の時間は、行動や実践を必ずしも前提としないのに対して、特別活動は、実際の行動を通してあるいは実際の行動に発展することを前提にして組織され展開される。つまり、総合的な学習の時間は、知的理解のレベルにとどまる学習になることが少なくないのに対して、特別活動は、思考と行動が結びついて展開されるというところに特徴がある。つまり、特別活動は、「なすことによって学ぶ」ということが原則である。（矢澤 105）

しかし、学習指導要領解説では次のような記載がある。

総合的な学習の時間と特別活動との関連については、第 1 章総則の第 2 の 3 の (2) のエに、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」との記述がある。これは総合的な学習の時間についての記述であり、探究的な学習であることが前提となっている。総合的な学習の時間において探究的な学習が行われる中で体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してもよいことを示しているものである。

(文部科学省 c 41-42)

修学旅行を「総合的な学習の時間」として替えようすれば、事前・事後指導を含めて訪問地の理解を高めようとする学習活動が発生するため大きな成果が期待できる。生徒側にしてみればそれが「特別活動」なのか、「総合的な学習の時間」であるかどういことに意味はないだろう。それだけに「総合的な学習の時間」は生徒にしてみれば、知らない間に探究的な見方・考え方、教科の横断的・総合的な学習をしていることが重要ではないだろうか。学生のアンケートでもはつきりしない、ぼやっとした回答の中にこうしたものを感じ取ることができる。

修学旅行等ではいわゆる班行動としての自由行動を認めて、班行動を協働的な取り組みとしてとらえることがよくある。「総合的な学習の時間」は集団での活動やグループによる学習は目標（3）のために必要な活動であるということだ。

（3）探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよきを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。（文部科学省 c 8）

学生の捉えた「総合的な学習の時間」と学習指導要領に示された目標は決して乖離していないことがわかる。

3 教職課程履修者は「総合的な学習の時間」どう捉えるべきか

再課程認定で新たに設置された科目の一つに「総合的な学習の時間の指導法」がある。まさに「総合的な学習の時間」の指導法に特化した科目である。

教職課程においては次のような変遷があった。

1997年4月1日

教育職員免許法施行規則の改正により「総合学習」が導入された。

2009年4月1日

教育職員免許法施行規則の改正により「教職に関する科目」であった「総合演習」に代わり、「教職実践演習」が設置された。

2019年4月1日

教育職員免許法施行規則の改正により「教職に関する科目」であった「教職実践演習」に代わり、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」が設置された。

文部科学省HP掲載の「参考『教育職員免許法施行規則』の改正及び教員免許更新制に係る関係告示の整備について」では次のような解説がある。

(1) 教職実践演習の導入

教員免許状の授与を受けるために修得が必要な「教職に関する科目」として、「教職実践演習」を新設する。

「教職実践演習」は、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な知識技能を確実に身に付けさせるとともに、その知識技能を明示的に確認することを目的とする。

(2) 総合演習の廃止

現在「教職に関する科目」に位置づけられている「総合演習」について、大半の大学において同趣旨の科目が教養科目として開設されている状況を踏まえ、「教職に関する科目」から廃止することとする。(文部科学省 a)

「総合演習」はもともと以下のような目的で導入されたものである。

総合演習は、人類に共通する課題又はわが国社会全体にかかる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。

(文部事務次官佐藤禎)

「総合的な学習の時間の指導法」はかつての「総合演習」の内容を引き継ぎながら問題解決能力を全面に打ち出した指導法を明確に打ち出した科目であって、教職実践演習とはかなり異なるものだ。

教職課程履修者は児童生徒として体験してきた各教科等の学びを振り返り、その上で学習指導要領に記載されている目標をまず読むことが重要である。筆者としては目標の（1）をまず捉えるべきと考えている。アンケートを実施した8人中4人が学習形態として横断的・総合的な学習を取り上げている。

4 「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う」ための教材とは何か

「総合的な学習の時間」は各教科とは異なる位置付けであるがその時間数は決して軽く見ることはできない。

授業時間数

	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	245	245	175	175	140	140	105
社会	70	90	100	105	105	105	105
算数／数学	175	175	175	175	140	140	140
理科	90	105	105	105	105	140	140
音楽	60	60	50	50	45	35	35

外国語活動／ 外国語	35	35	70	70	140	140	140
総合的な学習 の時間	70	70	70	70	50	70	70

なお、高等学校の授業時数について次のように解説されている。

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、卒業までを見通して3~6単位（105~210単位時数）を確保するとともに、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することとしている。卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

（文部科学省 d 146）

「総合的な学習の時間」は小学校3年から中学校3年生まで、高等学校1年生から高等学校3年までは「総合的な探求の時間」として設定されることになる。新学習指導要領については移行措置もあるが、小学校は2020年度、中学校は2021年度、高等学校は2022年度から完全移行となる。従って2018年度から大学の教職課程を履修した大学生は新しい学習指導要領で教育現場に立つことになる。当然移行措置もあるから、2017年度に教職課程を履修している場合には新旧の学習指導要領を念頭に置く必要があるかもしれない。指導する側にとっては履修者の負担を考えれば新しい学習指導要領で学ばせることになる。筆者自身も「総合的な学習の時間の指導法」、「英語科教育法Ⅰ」、「英語科教育法Ⅱ」、「英語文学」を担当しているが、新しい指導要領の下で授業計画なども立案している。

各教科と呼ばれている科目はいわゆる検定教科書に沿って授業を展開

することになるが、「総合的な学習の時間」にはいわゆる検定教科書はない。文部科学省 HP には文部科学省『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）』（教育出版株式会社、2010 年 11 月）、文部科学省『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編）』（教育出版株式会社、2010 年 11 月）、文部科学省『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（高等学校編）』（教育出版株式会社、2013 年 7 月）といったものも公開されている。

アンケートを実施した学生 8 人の中で「横断的・総合的な学習」「問題解決」「グループ学習」と触れた者は 7 人いた。残りひとりの指摘は「国語、数学といった知識の勉強ではない学習」という意識である。「総合的な学習の時間」で取り上げるべきものが単なる知識ではないというのが全員の意識である。ではどのようなものが教材としてふさわしいのか。あるいはどう進めるのがよいであろうか。

総合的な学習の時間では、各学校が目標を実現するにふさわしい探究課題を設定することになる。それは、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などである。具体的には、「地域の自然環境とそこで起きている環境問題」、「地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々」、「ものづくりの面白さや工夫と生活の発展」、「職業の選択と社会への貢献」などを探究課題とすることが考えられる。（文部科学省 c 11）

これらは学習指導要領が目標を実現するためにふさわしい探究課題として取り上げた事例である。

こちらのように参考として示された課題は、小学校の場合は「例示された三つの課題」、中学校・高等学校の場合は、「例示された四つの

「課題」などと呼ばれる。これらはあくまでも例示であり、各学校が設定する際には、これらを参考としつつも、児童・生徒、学校、地域の実態によって柔軟に設定することがもとめられるのである。（野口25）

「四つの課題」とは整理すると以下のようになろう。

- ・横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）
- ・地域や学校の特色に応じた課題
- ・生徒の興味・関心に基づく課題
- ・職業や自己の将来に関する課題（文部科学省 c 73-74）

ここでは中学生を対象として考えるものとするが、内容をさらに高度化すれば高校生を対象として考えることは十分に可能だ。2020 東京オリンピック・パラリンピックは延期が決定したが、探究課題として考えられるものを大別すると 2 つに分けてみたい。

第1 2020 東京オリンピック・パラリンピック

第2 SDGs

第1の 2020 東京オリンピック・パラリンピックについては筆者は「2020 オリンピック・パラリンピックの活用について」（佐々木 4-8）として以前も例として取り上げたが、次のような課題が想定できる。

- ・スポーツとは何か。

※運動とスポーツの違いを明らかにする。西欧で考えるスポーツと日本人が考えるスポーツにはその原点から異なる。健康のための運動と職業としてのスポーツをどう考えるか。

- ・教育とスポーツについて。

※スポーツは何の為にするのか。部活動におけるスポーツをどのように考えたらよいか。

- ・オリンピック史：近代オリンピックの成立から現在まで。

※オリンピックの変遷史。どう変わってきたのか。

- ・クーベルタン男爵と嘉納治五郎。

※フランスの教育者で近代オリンピックの父と呼ばれるクーベルタン男爵と教育者でありスポーツの普及に努めた嘉納治五郎。

- ・オリンピック：アマチュアとしてのスポーツとプロスポーツ。

※プロが参加するようになって、オリンピックはどう変わってきたのか。

- ・障害者スポーツとは何か。

※障害者スポーツの表現、英語はどのように変化してきたのか。

パラスポーツとアダプテッドスポーツの違いは何か。

- ・パラリンピックとは何か。

※パラリンピックの表現はどうやって誕生しのか。どう変化してきたのか。

- ・パラリンピックの参加資格とは。

※パラリンピックに出場できる障害者とは。デフリンピック、スペシャルオリンピックスとは何か。

第2のSDGsについて次のような課題が想定できる。

- ・SDGsとは何か

- ・SDGsの17の持続可能な開発目標のうち、教育と関係所もう少し掘り下げて考えてみて下さい。

- ・SDGsとSociety5.0の関係

- ・AIとSDGsの関係

上記で取り上げた項目は「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現

代的な諸課題に対応する課題」とリンクする課題である。しかも扱う内容は新しい上に正しい情報を入手しやすい課題である。SDGsは少し難しい課題かもしれないが、その内容を知れば、「職業や自己の将来に関する課題」とも繋がる。探究課題の分類も横断する内容となる。

4 日常生活との関わりが意識を高める

「総合的な学習の時間」で取り上げるテーマとしてはできるだけ生徒の意識に上るもの、身近なものがふさわしいと考えられる。生徒の意識と身近なテーマについては学習指導要領による2つの目標に注目しておきたい。

- (2) 実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。(文部科学省 c 8)

「自分で課題を立て」、「探究的な学習に主体的」に取り組むためにはできるだけ生徒が関心を寄せ易いもの、身近なテーマがよいだろう。しかも、「社会に参画しようとする態度を養う」ことも必要である。事例として取り上げたのは、開催が延期となつたが「2020 東京オリンピック・パラリンピック」と「SGDs」である。前者は比較的取り組みやすいことに比べて後者はやや堅い内容である。しかし、日本政府や地方公共団体でもすでに取り組んでいるため、視野を少し広げるだけで簡単に情報を得ることができる。特にインターネットを通して情報を得ることができる。例えば外務省HPでは「SDGsとは？」 | JAPAN SDGs Action Platform

外務省」が掲載されている

SDGs とは？

持続可能な開発目標 S D G s エス・ディー・ジーズとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGs の概要及び達成に向けた日本の取組（PDF）

SDGs 関連動画

このページでは、SDGs に関する日本政府の様々な動画を紹介しています。

【外務省×SDGs】どれから始める？未来のために
ハローキティ SDGs 応援 Vol.7

SDGs NOW! 17 Goals to Transform Our World

ピコ太郎×外務省～PPAP～

国連ハイレベル政治フォーラムの日本政府動画（PPAP）

各種参考資料

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択する国連サミット

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（PDF）

英語本文（PDF） 仮訳（PDF）

安倍総理ステートメント（PDF）（平成 27 年 9 月 27 日の国連サミットにて実施）

安倍総理ステートメント（PDF）（令和元年9月24日のSDGサミットにて実施）

中学生向けの副教材『私たちがつくる持続可能な世界～SDGsをナビにして～』（外務省・日本ユニセフ協会作成）（外務省）

中尾豊喜は総合的な学習・探究の時間の指導として「第2節 各学校において定める内容」で次のように述べている

この時間の内容は、目標の実現いふさわしい探究課題と、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力の二つによって構成される。両者の関係については、目標の実現に向けて、児童生徒が「何について学ぶか」、「どのようなことができるようになるか」を明らかにしたもののが具体的な資質・能力という関係になる。（中尾 33）

国際連合広報センターによればSDGの17の目標（Goal）とは以下の通りである。すべての目標に資料が添付されているため、これを利用するのかなり有効である。

目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2 飢餓をゼロに

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

- 目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
(国際連合広報センター)

SDGs は総合的な学習の時間が目標とする「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する課題」にすべてが合致する上に、「職業の選択と社会への貢献」にも関連して来るだろう。もちろん、生徒に目標 17 を単に提示しても漠然とするため、「環境」にテーマを絞れば、

- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

などがテーマとして浮かび上がる。特に日本は台風や地震といった自然災害には継続的な被害を受けている。「目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」のうち、さらに以下の 3 つはテーマとしてはより具体的だ。

- 13.1 すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスおよび適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減、および早期警告に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。

SDGs は 2030 年までの持続可能な目標の設定である。10 年後は小学 6 年生は 22 歳、中学 3 年生は 25 歳、高校 3 年生は 28 歳となることからも、「職業の選択と社会への貢献」はかなり現実的な年齢となる。

エピローグ

教職課程を履修する学生のアンケートから「総合的な学習の時間」についての意識や理解は高いことが分かった。検定教科書のない教科以外のこの時間について、将来教員を目指す履修者には、具体的にどのような課題が設定できるのかに視野を広げてもらいたいと考えている。

「総合的な学習の時間」の「四つの課題」を取り組むにあたり、情報環境の整備は無視できないものだ。

タブレット型端末を含むコンピュータをはじめとする情報機器は、その有効な活用によって、総合的な学習の時間における生徒の情報検索や情報活用、情報発信の可能性を広げ、学習意欲や学習効果の向上に役立つ。（文部科学省 c 138）

しかし、もう一つ重要なことがある。これは情報検索しそれを情報活用する際に生じることだ。これは大学でレポート課題や小論文の提出させると明らかだが、情報検索のソースが曖昧であり、信憑性が低いものを活用していることが多いということだ。発表の際の情報ソース、すなわち出典を明示しない、明示したとしても匿名のもの、誰かわからない個人のものを活用していることが少なくない。「ネットにそう書いてある」ということが多いからだ。

こうした情報検索及び情報活用についても高い意識を持って指導することが必要である。

引証資料

外務省. 「SDGs とは？」 | JAPAN SDGs Action Platform」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
(access on 20200406)

国際連合広報センター(2019). 「SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは？17 の目標ごとの説明、事実と数字」

https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounder/31737/
(access on 20200409)

佐々木隆(2017). 「『総合的な学習の時間』に関する一考察—横断的・総合的・探究的な学習に向けてー」、『武蔵野教育研究』、第3巻第13号、武蔵野教育研究会。

中尾豊喜(2020). 「第2節 各学校において定める内容」、『小・中・高等学校 総合的な学習・探究の時間の指導』、学術研究出版。

野口徹 (2018). 「総合的な学習の時間の内容と探究課題」、『総合的な学習の時間の指導法』、日本文教出版。

文部科学省 a(2009). 「参考『教育職員免許法施行規則』の改正及び教

員免許更新制に係る関係告示の整備について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1406570.htm (access on 20200330)

文部科学省 b(2017).『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』、文部科学省。

文部科学省 c(2017).『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学習の時間編』、文部科学省。

文部科学省 d(2018).『高等学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学探究の時間編』。

文部事務次官佐藤禎（1998）。「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について（通達）」（文教教第 234 号平成 10 年 6 月 25 日）

https://www.nise.go.jp/blog/2000/05/c5_h100625_01.html

矢澤雅（2015）。「第 6 章 特別活動と総合的な学習」、山口満他編、『改訂新版 特別活動と人間形成』、学文社。

【キーワード】総合的な学習の時間、学習指導要領、四つの課題、SDGs

執筆者一覧

佐々木 隆 武蔵野学院大学教授

**新教育課程研究 第17号
2020年6月30日 発行
武蔵野教育研究会 編集・発行**

**〒350-1328
埼玉県狭山市広瀬台3丁目26番1号
武蔵野教育研究会事務局
武蔵野学院大学 佐々木隆研究室**

Studies on New Curriculum

Number 17

30 June, 2020

The Society of Musashino Education Studies